

## 川崎市精神障害者入院医療援護金支給制度の仕案内

### 1 どんな制度

精神保健福祉法に基づき入院（任意入院、医療保護入院）している精神障害者に、その入院医療費の一部（月額1万円）を助成する制度です。

### 2 制度を利用できる対象者とは

下記の（1）～（5）の要件をすべて満たす方です。

- （1）入院患者の住所が川崎市内にあること。（川崎市の住民票が発行できること）
- （2）精神科病院、又は一般病院併設の精神科病棟（精神病床）に入院していること。
- （3）1ヶ月につき20日間以上、入院していること。
- （4）入院医療費（保険診療分）の自己負担額の月額が1万円以上であること。

※本制度以外の医療費助成制度を利用されている方や生活保護を受給されている方で、医療費（保険診療分）の自己負担がかからない方には、援護金を支給できません。

- （5）入院患者及び入院患者と同じ住民票上に氏名の記載のある、15歳以上の方全員の前年分の所得税額を合算した額が8万7千円以下であること。

### 3 手続き方法

- ① 申請書（第1号様式）
- ② 入院されている方の氏名が記載されている「世帯全員の」と証明された住民票（複写不可）
- ③ 上記②の住民票に氏名の記載のある15歳以上の方全員分の前年の所得税額を証明する書類（4ページ参照）
- ④ 委任状（病院に援護金の受領を委任する方のみ）
- ⑤ 申請者が法定代理人の場合は、それを証明する書類

①～⑤を併せて、川崎市健康福祉局精神保健課宛てに郵送してください。

※詳細については、申請書の裏面をご確認ください。

なお、申請書の申請者とは、入院患者本人もしくはその配偶者、またはその扶養義務者（民法第877条1項に定める直系血族及び兄弟姉妹、または成年後見人等の法定代理人）を指し、それ以外の方は原則認められません。

要件の審査後認定されると、援護金を個人で受領する方には認定書と援護金の請求書類（入院期間等の証明書）を送付します。請求書類が整いましたら精神保健課宛てに郵送してください。書類到着月の翌月中頃までに援護金を支給します。

※入院期間等の証明書の一部は、病院によって作成する必要がありますが、その際に文書料がかかる場合があります。詳細につきましては、入院されている病院にお問合せください。

病院に援護金の受領を委任する方は、病院宛てに認定書を送付いたしますので病院から認定書をお受け取りください。その後の援護金請求処理は、病院が申請者に代わって行います。

#### 4. 申請書送付までの流れ

- (1) 申請書を用意する。(入院先の病院、各区役所の高齢・障害課にて入手する、川崎市 HP からダウンロードし印刷する。)
- (2) 申請書の添付書類を用意する。
- (3) 書類が整ったら、精神保健課宛てに郵送する。

※ 毎月、月末までに精神保健課に届いた申請書類を翌月中頃までに認定処理するため、認定書がお手元に届くまでに半月から 1 ヶ月程度かかります。(ただし、申請が集中する4月～5月を除きます。)

#### 5. 申請書を提出してから援護金を受け取るまでの流れ

##### **援護金の受領を病院に委任する方**

- (1) 病院から認定書を受け取る。
- (2) 病院が毎月、前月分の入院日数や医療費を記載した書類(入院期間等の通報書)を精神保健課に郵送する。
- (3) 対象となる月の翌々月の半ばまでに、病院宛に援護金が振り込まれる。
- (4) 病院から援護金を受け取る。  
(受け取り方法は病院に確認してください。)

##### **援護金を個人で受領する方**

- (ア) 精神保健課から、認定書と入院期間等の証明書が送付される。
- (イ) 原則3か月ごとに入院期間等の証明書の一部を病院に記載してもらい、その他の部分を申請者が記載押印後、精神保健課に郵送する。(病院によっては文書料金が発生することがあります。)
- (ウ) 毎月、月末までに精神保健課に届いた証明書について支払処理をするため、翌月の中頃までに援護金が振り込まれる。

※ 申請書の提出期限は対象年度の年度末(3月31日まで)です。(ただし、3月に入院された方の申請書の提出期限は、4月末までとなります。)また入院が年度をまたぐときは、新年度分の申請書類を提出し、認定を受けた上で援護金を請求してください。前年度に個人で援護金を受領した方については、3月中に新年度の申請書を精神保健課から送付いたします。援護金の受領を病院に委任した方は、病院から新年度の申請書をお受け取りください。

※ 援護金認定後に、病院を転院される場合等、申請時の内容に変更があった場合、再度手続きが必要となります。詳しくは精神保健課までお問合せください。

#### 6. 申請書等の郵送先・お問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局精神保健課

電話: 044-200-3608 FAX: 044-200-3932

**【重要】**

援護金は、ひとり親家庭等医療費助成制度（通称マル親医療証）などを利用していて、医療費の自己負担分を助成されている方は支給対象外です。  
（※4について）

**御記入時の注意点**

審査	方から
認定開始	可・不可
所得税額	
認定番号	

**川崎市精神障害者入院医療援護金支給申請書**

(あて先) 川崎市長

年 月 日

申請者住所

氏名

患者本人もしくはその配偶者または扶養親族（親・子・兄弟・姉妹）の方を申請者として下さい。本人を申請者とする場合、入院中で連絡が困難な場合は、格外に連絡可能な方のお名前、住所・電話番号・続柄も記入して下さい。また、成年後見人等の法定代理人の場合には、それを証明する書類の写しを添付して下さい。書類不備等あった場合、御連絡することがあります。

者との続柄 ( )

電話番号 ( )

入してください。続柄は正確に表記してください。

青します。

することに同意します

大正
昭和
平成

国保以外の被保険者証  
(健保・後期高齢) の  
記号番号はこちらの欄  
に記入して下さい。

※1 被保険者等の別	健保(本人)・健保(家族)・国保・後期高				
※2 被保険者証	発行機関	所在地	記号番号 (被保険者証番号)	国保	50-
				国保以外	
※3 附加給付	あり・なし				

※4 その他医療費助成制度の  
重度障害者・ひとり親家庭等・その他( )

被保険者証が川崎市発行の国保の場合、  
発行機関の名称は「川崎市」、所在地  
はお住まいの区を記載して下さい。  
また、後期高齢の場合は、名称は「神  
奈川県後期高齢者広域連合」、所在地  
は「横浜市」になります。

附加給付が「あり」に  
なる可能性があるのは  
健保と特別な国保（建  
設国保や医師国保等）  
です。

年 月 日 入院

今回の入院中に生活保護が  
廃止になった方は、その年月日

年 月 日 廃止

援護金の受領を委任する場合

その病院名

※1 被保険者等の別の欄は、御加入中の健康保険について該当するものを○で印んで下さい。

※2 被保険者証の欄は、お持ちの健康保険被保険者証の名称、及

入院中に生活保護が廃止となり、援護金を  
受け取る要件に合った方は、生活保護が廃  
止になった年月日を記入して下さい。

「病院委任払い」が可能な病院（=病院が  
申請者に代わり、援護金の請求処理を行う）  
で「病院委任払い」を希望される方のみ、  
その病院名を記入して下さい。

自己負担がかからない方は、入院医療援護金の支給対象者ではありませんので御注意ください。

（保険診療分以外の差額ベッド代などは、当制度においては医療費とみなしません。）

※5 申請時点で患者が亡くなっている場合は、支給対象になりません。

添付書類:この申請には、次の書類を添付してください。（詳細については裏面を御確認ください。）

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 所得税額の証明書(15歳以上の方全員分)
- (3) 援護金の受領を病院に委任する場合は、受領に関する委任状
- (4) 申請者が法定代理人の場合は、それを証明する書類(写し)

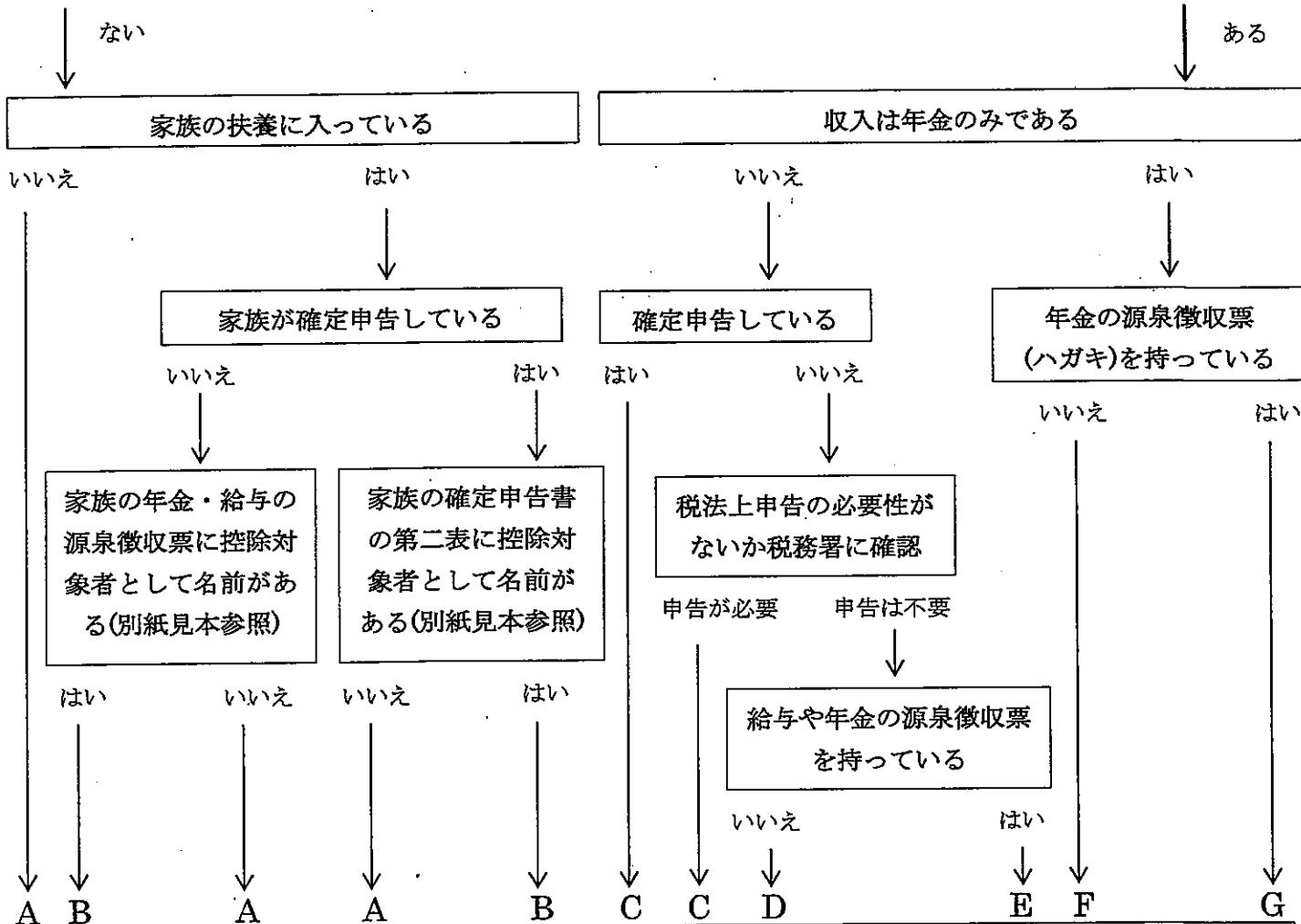
裏面も必ずご確認ください

(印)

(印)

所得税額の証明書として提出する書類の選択  
(住民票に名前がある、15歳以上の方全員分ご確認ください)

年金や給与等の収入がある



A : 市民税・県民税の非課税証明書を区役所の証明発行コーナーか市税事務所にて発行してもらい、原本を提出  
(総所得金額が0円であることを確認するために提出して頂きます。そのため、総所得金額に数字が入っているものは不可となります。他の証明書を御提出ください。)

B : 御自身の所得税額の証明書の提出は不要

C : 確定申告後、確定申告書の申請者控えの第1表と第2表をコピーして提出  
(税務署の受付印のあるもの、または受信通知・送信票をあわせて提出してください。)

D : 年金事務所や会社にて源泉徴収票を再交付してもらい、そのコピーを提出

E : それぞれの源泉徴収票のコピーを提出

F : 年金事務所にて年金の源泉徴収票を再交付してもらい、そのコピーを提出  
(ただし、受け取られている年金が障害年金等の非課税年金の場合は、Aをご参照ください。)

G : 年金の源泉徴収票(ハガキ)のコピーを提出

※複数種類の年金を受給されている場合及び複数の会社から給与を受け取っている場合は、全ての源泉徴収票のコピーの提出が必要です。)

## 確定申告書A第一表 見本

# 分の 所得税及び 復興特別所得税 の確定申告書A

E.A.2.0.0.0

令和二年一月一日の確定申告書A										第一表 (令和二年)		
住 所 (又は居所)						個人番号						
						フリガナ						
令和二年 1月1日 の 住 所						氏名						
						世帯主の氏名						世帯主との親類
生年 月日						電話 番号						自 宅・勤務先・携 萍

第一表（令和二年分以降用）

住民票上に氏名の記載のある15歳以上の方全員分の所得税及び復興特別所得税合算金額の上限が87,000円

整理番号							
課税される所得金額 (⑧ - ⑨)	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
上の⑨に対する税額	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
配当控除	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
政治資金等特別控除	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉛
住宅耐震改修特例	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉛
住民票上に氏名の記載のある15歳以上の方全員分の所得税及び復興特別所得税合算金額の上限が87,000円							
外税特別復興特別所得税の合算金額	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉛
外国税額控除等	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉛
源泉徴収税額	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉛
特許料税額	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉛
公的年金等以外の合計所得金額	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉛
配偶者の合計所得金額	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉛
雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉛
未納付の源泉徴収税額	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉛
申告期限までに納付する金額	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉛
延納届出額	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉛

還付 される 税金 の所	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本店・支店					
	郵便局 名等	預金 種類	普通	当座	納税保証	貯蓄	
	□口座番号 記号番号						

整 理 欄	區 分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
	異 動	新	增	減	移	合	拆	分	變	更	改	擴	縮
管 理	登	記	統	計	上	下	下	上	通	信	日	月	年
補 完	登	記	統	計	上	下	下	上	通	信	日	月	年
納 管	事 業	住 民	核 算						一 連 號	音 號			

## 確定申告書A第二表 見本

字申告書A

F A 2

#### 保険料控除等に関する事項

### ○一時所得に関する事項 (7)

一時所持に與る金額	支 出 金 額	差 引 金 額
吸 火 金 額	支 出 金 額	差 引 金 額
四	四	

第二表の17番から19番に金額が入っている方は、下記の欄に対象者の氏名等が記載されていることを確認して下さい。(記載があれば、その方の所得税額の証明書は不要です。)

## ○ 雜捐控除に関する事項 (22)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
損害金額	円 保険金などで 補填される 金額	円 紛失額の うち災害賠償 支出の金額

### ◎ 特例適用條文等

◎ 特例適用來文字

### 二、二個者密接時に關注する事項（⑯～⑲）

## ○ 住民税に関する事項

上記の配偶者・親族のうち 氏名  
別居の者の氏名・住所

住所

卷之三

鳳樓集

年分所得の源泉徴収票

支払 住所又は居所		保険料金		給付所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
		内	千	内	千	内	千	内	千
		被保険者特別 扶助		被保険者特別 扶助		被保険者特別 扶助		被保険者特別 扶助	
施設対応保険 の有無等		老人	人	老人	人	老人	人	老人	人
老		老	人	老	人	老	人	老	人
		社会保険料等の金額		生命保険料の金額		地図保険料の金額		住宅購入金等特別控除の額	
円		千	円	千	円	千	円	千	円
(摘要)									

生命保険料 の内訳		年間保険料 の内訳		年間保険料 の内訳		年間保険料 の内訳		年間保険料 の内訳	
年間保険料 の内訳		年	月	年	月	年	月	年	月
年間保険料 の内訳		年	月	年	月	年	月	年	月
年間保険料 の内訳		年	月	年	月	年	月	年	月
(アリガタ) 既存		区分							
(アリガタ) 既存		1 既存	(アリガタ) 既存	1 既存	(アリガタ) 既存	1 既存	(アリガタ) 既存	1 既存	(アリガタ) 既存
(アリガタ) 既存		2 既存	(アリガタ) 既存	2 既存	(アリガタ) 既存	2 既存	(アリガタ) 既存	2 既存	(アリガタ) 既存
(摘要)									

控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の各欄に数字が入つていい方は、扶養欄に対象者の氏名等が記載されていることを確認してください。

右の各欄に対象者の氏名等が記載されれば、  
その方の所持証明書は不要です。

本見<sup>ムニ</sup> 徵泉源<sup>シヨウスン</sup> 取票<sup>トクボウ</sup>

## 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は 居所 (アドレス)	住民票上に氏名の記載のある15歳以上の方全員 分の源泉徴収税額の合算額の上限が87,000円
	氏名	支払金額

住民票上に氏名税額の記載がある15歳以上の方全員

→

支 払 金 額	源 泉 飲 収 税 額
円	円
円	円
円	円
円	円

卷之三

卷之三

長 課 計 企 業 事 務 局 年 金 省 動 作 出 官

官署支出官

卷之三

三